

第9回さいたま市自治基本条例検討委員会

次 第

平成22年8月30日（月）午後6時45分～
さいたま市役所第2館第3会議室

1 開 会

2 議題

- (1) 広報チームからの報告について
- (2) 条例のコンセプト（基本的な考え方）修正案について
- (3) テーマ別部会について
 - ① 構成について
 - ② 検討テーマについて
 - ③ 中間報告の構成等について
 - ④ 運営、進め方等について

3 その他

4 閉会

【配付資料】

・次第

・席次

資料1 さいたま市自治基本条例のコンセプト（基本的な考え方）（修正案）

資料2 さいたま市自治基本条例検討委員会 テーマ別部会構成（案）

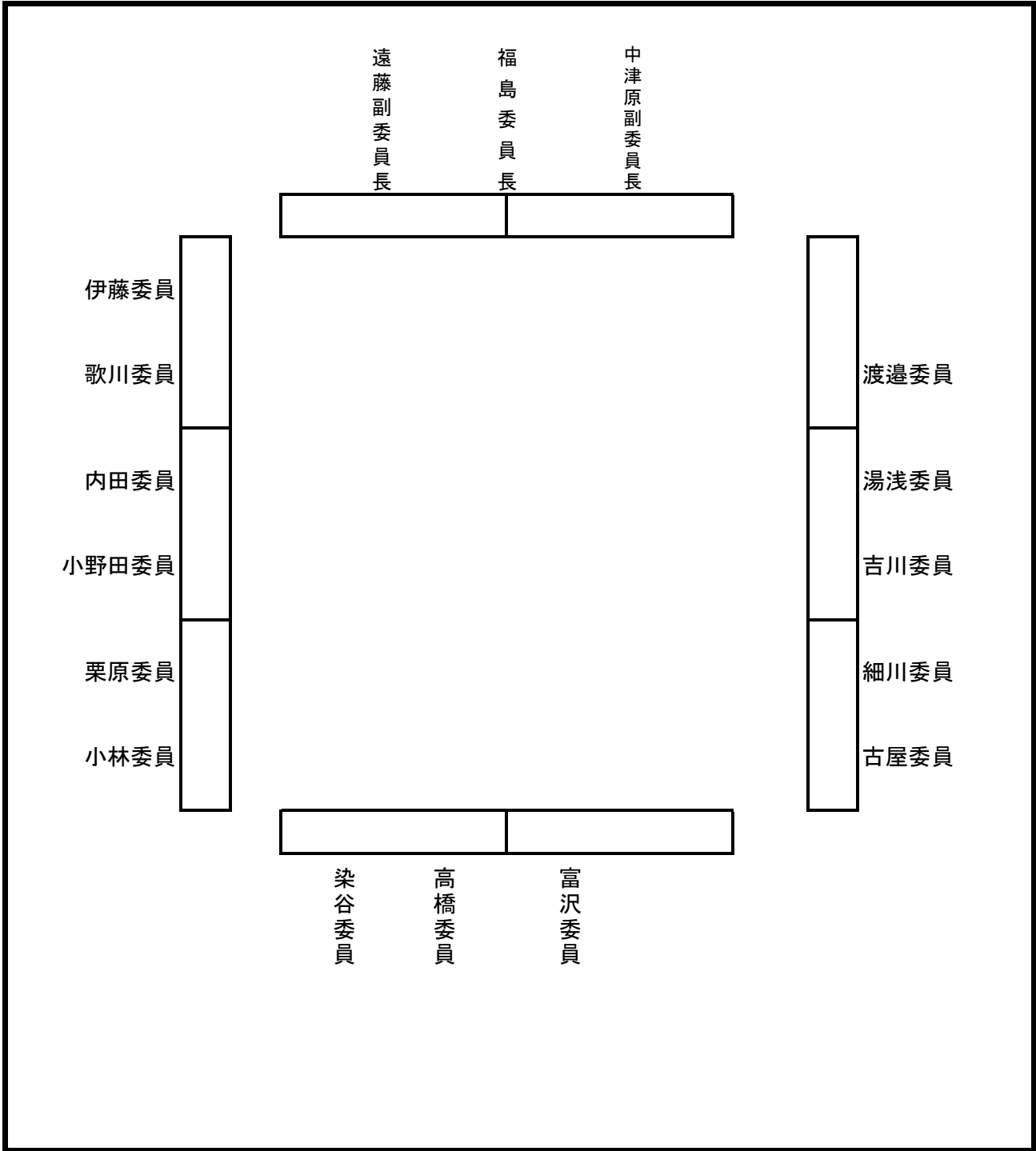
資料3 テーマ別部会の検討テーマ（案）

資料4 中間報告の構成及びテーマ別部会の検討シート（案）

資料5 テーマ別部会の運営について 検討シート

参考資料1 意見交換の相手先に関するアンケート集計結果

席次



さいたま市自治基本条例のコンセプト（基本的な考え方）修正案

1. 自治基本条例制定により目指すもの

（目的）

- 「市民自治」の確立を図り、市民が誇りを持てる「さいたま市」をつくることを目的とする。

（期待する効果）

- さいたま市自治基本条例が「課題解決の羅針盤」として活用される。
- 「市民自治」の確立のために、市民、議会、行政など各主体の意識の向上を促し、より良い関係のもと、自治が変わることを期待する。

2. そのために条例で何を定めるのか

- 地方分権時代における本市の位置付けを明確にするとともに、「市民自治」の基本を示し、市民と議会・行政の関係を定める。
- 自治の視点から区及びコミュニティの役割を明確に定めるものとする。
- 自治を担う人づくり（市民・議員・市長・市職員など）の視点を含めて定めるものとする。

3. 制定に当たっての留意点（条例の性格）

- 市民のための自治を謳うものであることから、分かりやすく表現し、説得力のある、市民の関心を高めるものとする。
- 「オリジナルな条例」、「新しいスタンダードとなる条例」を目指す。

【これまでのグループ討論における論点】

- ① 「市民自治」の定義について、「市民のための市民による自治」か、あるいは「市民のための市民、議会、行政の協働による自治」などとするべきか。
- ② 市民自治の確立により目指すものとして、「市民の夢の実現」、「市民の幸福（幸せ）の実現」若しくは「住みよいまちづくり」などとするか、または記述しないこととするか。
- ③ 地方自治法では不十分⇔地方自治法やその他法律・条例で十分ではないか。
- ④ フルセット型の条例とするのか、それとも重点化を図るのか。
- ⑤ 条例の実効性を確保する仕組みを設けることにより、具体的な変化を起こすことを目指すのか。それとも、既にある条例や制度を分かりやすく「インデックス化」するものとするのか。
- ⑥ 憲法や地方自治法等の法令の範囲内かつ重複しない条例とするのか。それとも、重要な事項については、他の法令との重複や強化も考えるべきなのか。
- ⑦ 条例の名称についても、「自治基本条例」でよいのか、今後の検討課題である。

さいたま市自治基本条例検討委員会 テーマ別部会構成（案）

No.	区分	氏名	テーマ別部会	性別	正副委員長	運営委員会	広報チーム
1	公募市民	歌川 光一	議会・行政部会	男			○
2		内田 智	市民部会	男		○	
3		遠藤佳菜恵	議会・行政部会	女	副委員長	○	○
4		小野田晃夫	市民部会	男			
5		栗原 保	市民部会	男			○
6		小林 直太	市民部会	男			
7		高橋 直郁	議会・行政部会	男		○	
8		中田 了介	議会・行政部会	男			
9		古屋さおり	市民部会	女		○	
10		細川 晴衣	市民部会	女			○
11		湯浅 慶	議会・行政部会	男		○	
12		渡邊 初江	議会・行政部会	女			
13	関係団体 代表者	伊藤 巖	市民部会	男			
14		染谷 義一	議会・行政部会	男		○	
15		中津原 努	市民部会	男	副委員長	○	
16		東 一邦	議会・行政部会	男			○
17	学識者	富沢 賢治	市民部会	男			
18		福島 康仁	議会・行政部会	男	委員長	○	
19		三宅 雄彦	議会・行政部会	男			
20		吉川はる奈	市民部会	女			

	公募市民	関係団体	学識者	合計
市民部会	6	2	2	10
議会・行政部会	6	2	2	10

	女性	正副委員長	運営委員会	広報チーム
市民部会	3	1	3	2
議会・行政部会	2	2	5	3

テーマ別部会の検討テーマ(案)

- ・本資料は、基本的なテーマを掲げたものであり、修正、追加等についてはテーマ別部会で検討する。
- ・共通テーマは、各部会の視点でそれぞれ検討する。
- ・各部会のテーマは、これまでに出された検討テーマを分類したもの。重複するテーマもあるが、それぞれの部会の視点から検討を進めることとする。
- ・※は、主に他政令指定都市の条例を参考にして、追加したもの。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">共通テーマ</p>	<p>(1)自治基本条例の目的・必要性 (2)さいたま市のめざすまちの姿（中間報告に含めるかどうか。） (3)自治の基本理念 (4)自治の担い手（用語の定義など。） (5)条例の位置付け (6)国や他の地方自治体との関係・※国際関係 (7)条例の運用(実効性の確保)</p>		
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">市民部会のテーマ</p>	<p>(1)市民の権利 (2)市民の責務 (3)自治の担い手としての人づくり（普及啓発、活動支援、教育など） (4)情報共有 (5)参加 (6)協働 (7)住民投票 (8)区（区民会議・コミュニティ会議など） (9)身近なコミュニティ（地域における問題解決、問題の集約、自治会の役割など）</p>		
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">議会・行政部会のテーマ</p>	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p><議会></p> <p>(1)議会の役割・責務 (2)議会運営(議会への市民参加含む) (3)議員の役割・責務(人づくり)</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p><行政></p> <p>(1)市長の役割・責務 (2)行政運営の基本原則 (3)情報提供 (4)政策形成過程への参加 (5)市職員の役割・責務(人づくり) (6)行財政運営（総合計画、財政運営、応答義務、※行政手続、監査、※政策法務、組織・人事、※危機管理） (7)区政のあり方(区長・区役所)</p> </td> </tr> </table>	<p><議会></p> <p>(1)議会の役割・責務 (2)議会運営(議会への市民参加含む) (3)議員の役割・責務(人づくり)</p>	<p><行政></p> <p>(1)市長の役割・責務 (2)行政運営の基本原則 (3)情報提供 (4)政策形成過程への参加 (5)市職員の役割・責務(人づくり) (6)行財政運営（総合計画、財政運営、応答義務、※行政手続、監査、※政策法務、組織・人事、※危機管理） (7)区政のあり方(区長・区役所)</p>
<p><議会></p> <p>(1)議会の役割・責務 (2)議会運営(議会への市民参加含む) (3)議員の役割・責務(人づくり)</p>	<p><行政></p> <p>(1)市長の役割・責務 (2)行政運営の基本原則 (3)情報提供 (4)政策形成過程への参加 (5)市職員の役割・責務(人づくり) (6)行財政運営（総合計画、財政運営、応答義務、※行政手続、監査、※政策法務、組織・人事、※危機管理） (7)区政のあり方(区長・区役所)</p>		

中間報告の構成及びテーマ別部会の検討シート(案)

●中間報告の目次案

はじめに

- ・ さいたま市自治基本条例検討委員会からのあいさつ
(条例制定の背景、検討過程など)

1. 中間報告の基本的な考え方

- (1) なぜ自治基本条例が必要か
- (2) さいたま市自治基本条例のコンセプト(基本的な考え方)
- (3) 条例案骨子(中間報告)の構成図

2. 条例案骨子(中間報告)

(1) 総則

- 1) 条例の目的
- 2) さいたま市のめざすまちの姿
- 3) 自治の基本理念
- 4) 条例の位置付け
- 5) 国・他の地方自治体との関係・国際関係
- 6) 条例の運用

(2) 市民(市民部会検討テーマ)

(3) 議会(議会・行政部会検討テーマ)

(4) 行政(同上)

3. 資料

- ・ 検討委員会について
- ・ その他

※「2. 条例案骨子(中間報告)」の(2)～(4)は、部会間で重複するテーマがあるため、部会ごとのまとめを持ち寄った後に、重複の整理などを行い、中間報告としてまとめる。

●内容の構成案

構成の方針

- ・ 委員会の意見、結論を項目ごと整理したもの。
- ・ 「条例案骨子」「考え方・解説」「論点」などから構成する。
- ・ 結論がまとまらなかった点については、両論併記とする。

構成例

・ 各骨子の重要度、優先度を示す。

例

●：他の条例、法律等に規定がなく、この条例で定める意味が大きいもの、または、他の法令と重複しても必ず規定すべき重要なもの

○：必ずしも条文としては規定しなくても、運用や他の法令で対応できるもの（要綱、指針など含む）

・ 寄せられた市民意見、意見交換を行った際の、主な意見を参考に掲載する。

・ 議論の煮詰まっていない点について、主な反対意見や論点を整理する。

〔 市民等との意見交換の際の論点として活用する。 〕

(2)市民

1)市民の権利

【条例案骨子】

- …の権利
- ・ …
- …の権利
- ・ …
- …
- ・ …

【考え方・解説】

- ・ (背景、現状認識、理由などを箇条書きでまとめる)
- ・ ……………。

【市民や団体からの主な意見】

- ・ (〇〇団体から)……………。
- ・ (〇〇グループから)……………。

【論点】『…は、…なのか?』

- ・ (論点整理、主な反対意見など)……………。

2)…

【条例案骨子】

A案:…

- …
- …

B案:…

- …
- …

【考え方・解説】

- ・ …

【論点】『…は、…なのか?』

- ・ (意見が分かれている論点整理、主な反対意見など)……………。

テーマ別部会の検討シート

市民部会

共通テーマ

(1)自治基本条例の目的

【条例案骨子】

●(見出し)

- ・ 本文。

○(見出し)

- ・ 本文。

【考え方・解説】

- ・ (背景、現状認識、理由などを箇条書きでまとめる)……………。

【市民や団体からの主な意見】

- ・ (〇〇団体から)……………。
- ・ (〇〇グループから)……………。

【論点】『見出し』

- ・ (論点整理、主な反対意見など)……………。

(2)さいたま市のめざすまちの姿 (以下同様)

市民部会のテーマ

(1)市民の権利

【条例案骨子】

A案

●(見出し)

- ・ 本文。

○(見出し)

- ・ 本文。

B案

●(見出し)

- ・ 本文。

○(見出し)

- ・ 本文。

【考え方・解説】

- ・ (背景、現状認識、理由などを箇条書きでまとめる)……………。

【市民や団体からの主な意見】

- ・ (〇〇団体から)……………。
- ・ (〇〇グループから)……………。

【論点】『見出し』

- ・ (論点整理、主な反対意見など)……………。

(2)市民の責務 (以下同様)

テーマ別部会の検討シート

議会・行政部会

共通テーマ

(1)自治基本条例の目的

【条例案骨子】

●(見出し)

- ・ 本文。

○(見出し)

- ・ 本文。

【考え方・解説】

- ・ (背景、現状認識、理由などを箇条書きでまとめる)……………。

【市民や団体からの主な意見】

- ・ (〇〇団体から)……………。
- ・ (〇〇グループから)……………。

【論点】『見出し』

- ・ (論点整理、主な反対意見など)……………。

(2)さいたま市のめざすまちの姿 (以下同様)

議会・行政部会のテーマ

<議会>

(1)議会の役割・責務

【条例案骨子】

A案

●(見出し)

- ・ 本文。

○(見出し)

- ・ 本文。

B案

●(見出し)

- ・ 本文。

○(見出し)

- ・ 本文。

【考え方・解説】

- ・ (背景、現状認識、理由などを箇条書きでまとめる)……………。

【市民や団体からの主な意見】

- ・ (〇〇団体から)……………。
- ・ (〇〇グループから)……………。

【論点】『見出し』

- ・ (論点整理、主な反対意見など)……………。

(2)議会運営 (以下同様)

テーマ別部会の運営について 検討シート

1. 部会運営について

(1)部会長：_____委員

- ・部会案作成のまとめ役。
- ・運営委員会への出席が必要となることが考えられる。

(2)その他役割分担

- ・副部会長など。

2. 部会の進め方について

- ① 関係団体等との意見交換
- ② テーマに関する議論（検討シートの作成）
- ③ その他

日程		内容
9月		
10月		
11月		
12月		
		部会案のまとめ

※ 部会案のまとめは、12月中旬を目標とする。

※ 開催日程や回数は部会ごとに検討する。ただし、毎月第4月曜日（9/27、10/25、11/22）の夜間は、両部会の同日開催日とする。

3. 意見交換の相手先と方法について

相手先	意見交換のテーマ	方法 (呼びかけ・場所等)

意見交換の相手先に関するアンケート集計結果

1.団体等の名称		2.テーマ、理由など	3.担当する部会	
			市民	議会・行政
市民・市民による団体・経済団体など				
市民活動等	自治会	<ul style="list-style-type: none"> 地域の自治の推進に大きな役割を果たしてきた(果たしている)主体である 	○	○
		<ul style="list-style-type: none"> 市民の行政への参加の仕方について 自治会の機能は十分か 	○	
		<ul style="list-style-type: none"> 地域の問題解決のための羅針盤作り 	○	
		<ul style="list-style-type: none"> 「自治基本条例」の制定に向けての共通理解 	○	
		<ul style="list-style-type: none"> 地縁型コミュニティの自治参加について 	○	
		<ul style="list-style-type: none"> 自治基本条例を制定するにあたって「自治会の更なる役割」(参加、協働が一番身近であるため) 		○
	NPO	<ul style="list-style-type: none"> 自治基本条例の中心になるべき人達であり、自治とは何かについて意見交換を行う 	○	○
		<ul style="list-style-type: none"> 行政以外に公共を担う主体の一つである 条例による影響が大きい 	○	○
		<ul style="list-style-type: none"> 地域の問題解決のための羅針盤作り 	○	
	区民会議	<ul style="list-style-type: none"> 区別の意見を聞いているので、それについての意見交換 	○	
		<ul style="list-style-type: none"> 「区」の役割や権限について それらはどうあったらよいか 		○
	区民会議、市民活動推進委員会メンバー	<ul style="list-style-type: none"> 区民会議のあり方、自治基本条例への位置づけ方等について(区役所のあり方も一緒にするなら、議会・行政部会と合同か) 	○	○
	市民活動推進委員会提言書(H18.3)作成メンバー	<ul style="list-style-type: none"> 「提言」と「市民活動及び協働の推進条例」の策定経緯、「市民と行政の協働の促進」に関する自治基本条例への盛り込みについて 	○	
環境・まちづくり系の市民活動団体	<ul style="list-style-type: none"> テーマ型コミュニティの自治参加について 	○		
福祉・教育系の市民活動団体	<ul style="list-style-type: none"> テーマ型コミュニティの自治参加について 	○		
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> 地域の問題解決のための羅針盤作り 	○		
	<ul style="list-style-type: none"> 地縁型コミュニティの自治参加について 	○		
	<ul style="list-style-type: none"> さいたま市の高齢者福祉から見える市の現況 	○		
	<ul style="list-style-type: none"> 「安心、安全、生きがいのあるまち」 高齢化社会における、高齢者への支援、又、高齢者の積極的な協働参加 		○	

	PTA	<ul style="list-style-type: none"> ● PTA から見た学校教育の問題点 ● それらの解決方法 	○	
		<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の問題解決のための羅針盤作り 	○	
	婦人会連合会	<ul style="list-style-type: none"> ● 「主婦から見た今後のさいたま市のあるべき姿」 ● 家庭を預かる主婦の立場から自治基本条例の必要性 	○	○
	子供会連合会	<ul style="list-style-type: none"> ● 「将来を見据えた条例」 ● 将来を見据え、子ども達にとってどんなさいたま市づくりが必要か 	○	○
	青年クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ● 「市民活動に活発なさいたま市」（多くの催し物に積極的に主催や参加しているため） 	○	
産業	「経済団体」さいたま商工会議所青年部 (YEG)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の問題解決のための羅針盤作り ● 若手経営者(起業家)の視点からの意見 	○	○
	「まちづくり団体」埼玉中央青年会議所 (JC)	<ul style="list-style-type: none"> ● まちづくり(青少年育成、環境問題等)の視点からの意見 	○	○
	公益法人代表者	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後の市民の経済活動は「公共資本主義」が重要な要素になると考える 	○	○
一般市民	市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 直接市民と対談することにより、市民自治という概念を市民に示すため 	○	
	タウンミーティング 2 回目の開催	<ul style="list-style-type: none"> ● 「条例のコンセプト」に基づく要望等 ● 「さいたま市らしさ」について ● 「区・コミュニティ」について <p>10 地区において開催し、一般市民、自治会関係者を幅広く募る</p>	○	(チームを編成)
子供・学生	子供・小・中・高・大学生	<ul style="list-style-type: none"> ● 将来、実際にこのまちのことを決めていく主体である人たちからの意見は重要 ● 啓発的な取り組みを広げることで、多くの市民が考える機会を増やすべき ● 検討委員会に「いない」人たちである 	○	
他市	既に制定した「政令指定都市の検討委員会代表者」	<ul style="list-style-type: none"> ● 制定・施行後の現況ヒアリング 	○	○

1.団体等の名称	2.テーマ、理由など	3.担当する部会		
		市民	議会・行政	
議会関連				
議会（各党代表、議会運営委員会、自治基本条例担当議員など）	● 議員の立場から見ての市民自治のあり方	○	○	
	● 意見交換し、自治基本条例とは何か、について合意する	○	○	
	● 議会基本条例との整合性に関して	○	○	
	● 地域の問題解決のための羅針盤作り		○	
	● 検討委員会での意見交換と「市議会基本条例」について（議会としても検討を開始してほしい旨を伝える）		○	
	● 「自治基本条例」の制定に向けての共通理解		○	
行政関連				
行政代表（市長、各部の代表者など）	● 行政の立場から見ての市民自治のあり方	○	○	
	● 地域の問題解決のための羅針盤作り		○	
市職員	● 公共を担う主体である ● 条例による影響が大きい	○	○	
	● 共に条例をつくるという意識の高い若手職員等と、本音で意見交換する場も設けるべき		○	
ミニ自治会・地域コミュニティ	区民会議、自治会、市民活動を所管している課（地区社協など）	○ (全体)		
福祉	保育園関係者	● 就業している母親にとって充分機能しているか（特に保育時間など） ● 待機児童について	○	
	役所窓口、民生委員、児童相談所、福祉事務所 地域包括支援センター（居宅介護支援センター）など	● 地域の問題解決のための羅針盤作り	○	○
教育	教育長	● 地域の問題解決のための羅針盤作り		○
	公民館 生涯学習センター	● 地域の問題解決のための羅針盤作り	○	

【その他の意見】

- この条例を市民で創り上げるというものにするには、委員が市民の声を幅広く受け入れる必要がある。委員が実態を把握することが大事。

幅広く市民の声を聞き、市民と接点の深い行政各部署の考え、議会の考えを聞くことを、早い段階で実施することが効果的である。

- 意見交換はできるだけ多くの市民と行うべきと思うが、自治基本条例ができることによって特に大きな影響をうける団体として、①自治会、②議会、③市職員、④NPOを、次世代の意見を聴く重要性から⑤子供・小・中・高・大学生を挙げる。

また、意見交換は少なくとも二段階に分けて行うことが必要かと思う。

- ① 第一段階として、自治の現場（地域や活動における）のニーズを探ること
→ここでの意見を読み込み、テーマ別部会での議論・たたき台の素材とする
- ② 第二段階として、テーマ別部会でまとまった「たたき台」に対して、及びテーマ別部会でまとまらなかった論点について意見を聴く

そのため厳密に言えば、（先程5団体挙げたが）テーマ別部会を進めていかないことには、どの団体に何をテーマとして聞くべきかは明確にならないのではないかと考える。